

氷見市総合計画審議会部会設置要綱

(設置)

第1条 第9次氷見市総合計画の策定に関し、専門的な調査審議を行うため、部会を設置する。

(名称及び所管分野)

第2条 部会の名称及び所管分野は、次のとおりとする。

(1) 第1部会

防災、生活安全、保健・医療・福祉、環境、生活基盤、景観等に関する事項

(2) 第2部会

子育て、教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ、市民活動等に関する事項

(3) 第3部会

食・ブランド、農林水産業、商工業、観光、雇用、交流等に関する事項

(組織)

第3条 各部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。

2 部会長、副部会長及び部会委員は、氷見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）委員の中から、審議会の会長が指名した委員をもって構成する。

(職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、当該部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。